

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

|                   |   |
|-------------------|---|
| 法律又は政令の名称         | 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律   |
| 規制の名称             | 募集情報の的確な表示  |
| 規制の区分             | 新設  |
| 担当部局              | 雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室  |
| 評価実施時期            | 令和5年2月  |
| 規制の目的、内容及び必要性     | <p>特定受託事業者に対して実際の就業に関する事項と異なる募集情報が提供されることのないよう、特定業務委託事業者に対し、広告等によって特定受託事業者の募集に関する情報を提供するに当たっては、虚偽又は誤解を生じさせる表示をしてはならないこととする。</p> <p>また、既に広告等に掲載している募集情報について、内容に変更があった場合に更新されない状態が続き、特定受託事業者に対して古い募集情報が提供されることがないよう、広告等により特定受託事業者の募集に関する情報を提供するに当たっては、正確かつ最新の内容に保たなければならないこととする。</p>                        |
| 直接的な費用の把握         | <p>遵守費用として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規で掲載する又は既に掲載している募集情報について、虚偽の表示又は誤解を与える表示がないよう確認する</li> <li>・すでに掲載している募集情報について、募集が終了した場合に掲載を取りやめたり、内容に変更があった場合は、掲載情報を更新する等の事務が発生する。</li> </ul> <p>行政費用として、本規制の違反が疑われる事案が判明した場合の事実確認、違反があった場合の是正措置等に係る事務が発生する(都道府県労働局において対応)。</p>                  |
| 直接的な効果(便益)の把握     | <p>募集情報の的確性が担保されることにより、特定受託事業者が正しい情報に基づいて応募をすることができることから、特定受託事業者が希望や能力に応じた事業・就業機会を獲得できるとともに、特定業務委託事業者と特定受託事業者のよりの確なマッチング、円滑な契約締結・契約トラブルの防止の効果が期待できる。</p>  |
| 副次的な影響及び波及的な影響の把握 | <p>本規制は、特定業務委託事業者が規制対象となっており、求人サイトの運営業者などの仲介業者等は、対象外としている。しかし、特定業務委託事業者の的確な募集情報の掲示を求める範囲に、求人サイト等の第三者に提供する募集情報も含まれることから、副次的な影響として、特定受託事業者が仲介事業者等の求人サイト等を通じて閲覧する募集情報も適正化されることが期待される。</p>  |
| 費用と効果(便益)の把握      | <p>遵守費用として、募集情報に変更があった場合の更新作業や募集情報を正確に保つために定期的に確認する等の事務は発生するものの、募集情報の的確な表示が担保されることにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・募集情報が不適切なものであることを原因としたトラブル対応や苦情処理の費用が削減される</li> <li>・特定業務委託事業者と特定業務委託事業者の的確なマッチングが促されることにより、スムーズに特定業務委託事業者が求める人材を確保することができる</li> </ul> <p>といった遵守費用を上回る便益を得ることができる。</p> |
| 代替案との比較           | <p>募集情報の的確な表示について、努力義務とすることも想定されるが、特定受託事業者にとっては等しく募集情報を信頼できる環境とすることが必要であり、一部でも実際の就業に関する事項と募集情報が異なる場合でも不利益が生じるため、義務として統一的に募集情報の的確性を担保する必要がある。</p>  |
| その他の関連事項          | 特になし。   |
| 事後評価の実施時期等        | <p>特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案附則第2項の規定に基づき、施行後3年を目途として、本規定の在り方について検討を行う。</p>   |